

平成24年度決算に基づく新潟市健全化  
判断比率及び資金不足比率審査意見書

新潟市監査委員

# 平成24年度決算に基づく新潟市健全化判断比率審査意見

## 第1 審査の対象

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

平成25年7月31日から平成25年8月27日まで

## 第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

健全化判断比率の各比率はいずれも早期健全化基準を下回った。

健全化判断比率は次の表のとおりである。

健全化判断比率		早期健全化基準
実質赤字比率	— (—)	11.25%
連結実質赤字比率	— (—)	16.25%
実質公債費比率	11.3% (10.8)	25%
将来負担比率	113.5% (113.7)	400%

※「—」表記は実質赤字額及び連結実質赤字額がない(=黒字である)ため、記載すべき比率がないことを表している。

※( )内は前年度の比率である。

# 平成24年度決算に基づく新潟市資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

平成24年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

平成25年7月31日から平成25年8月27日まで

## 第3 審査の方法

審査に付された資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

各特別会計においては、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
中央卸売市場事業会計	— (—)	20%
と畜場事業会計	— (—)	
下水道事業会計	— (—)	
水道事業会計	— (—)	
病院事業会計	— (—)	

※「—」表記は資金不足額がないため、記載すべき比率がないことを表している。

※（ ）内は前年度の比率である。